

# 廃棄物を排出されるお客様へ

## 排出事業者の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会は、産業廃棄物の収集運搬及び処分業等の許可を受けている企業を中心に、協会の目的に賛同する処理業者や排出事業者などで構成されている公益的な事業も行なう法人です。

東京都、国、関係団体と密接な連携を保ちながら、産業廃棄物の適正処理と資源循環を推進し、産業の健全な発展と生活環境の保全を図ることを目的としています。

もとより産業廃棄物の処理は、排出事業者と処理業者が一体となり、お互いの信頼のもとに行われるべきものであり、排出事業者には「排出から最終処分に至る一連の処理」についての適正処理責任があり、処理業者にも収集運搬以降の適正処理義務があります。

排出事業者の皆様には、法令に従った適正な排出をお願いいたします。

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会会員企業は、お客様のニーズに応えられるよう、今後も引続きよりよいサービスの提供に努めてまいります。

ご存知ですか？

危険物・有害物の  
混入により  
収集運搬時や処理施設で  
深刻な事故が  
発生していることを！

 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

当協会は、東京都と連携して適正処理・資源循環を推進する団体です。

## 「排出事業者責任」とは？

○排出事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する義務があります。

————— 廃棄物処理法第3条

○排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準（廃棄物処理法施行令第6条の2ほか）」を遵守するとともに、「マニフェスト」を交付し、最終処分の終了を確認するまで、自ら排出した産業廃棄物の処理に責任を負わなければなりません。

————— 廃棄物処理法第12条第7項ほか

## 以下の場合、法による「措置命令」等の対象となる場合があります。

- 委託基準に違反した場合（廃棄物処理法第19条の5）
- マニフェストの義務に違反した場合（廃棄物処理法第19条の5）
- 著しく低廉な料金で委託した場合（廃棄物処理法第19条の6）

※案件によっては、廃棄物処理法上の罰則のみならず、新たな費用負担の請求をされたり、マスコミ報道等により社会的な制裁に至ることが懸念されます。

## しかし残念なことに・・・ 故意に・・・

委託基準に反して、廃棄物の中に、爆発性や引火性、有害性、感染性のあるものが混入し、収集運搬車両や処理施設の破損にとどまらず、従事職員の安全確保や健康を脅かす事態を招いています。

■ 処理施設での爆発・火災



■ 収集運搬途中での火災



## 働く職場環境の安全を守るために！

中央労働災害防止協会「安全の指標」によると

- i 廃棄物処理業の度数率（労働災害の発生率）は全業種のおよそ**6倍**、
- ii 強度率（災害の重さの程度）は全業種のおよそ**5倍**となっています。

○こうした中、当業界は、労働安全衛生法所管当局から、「職場における労働者の安全と健康の確保」について厳しい指導を受けています。

○排出事業者の皆様には、危険物・有害物等の混入防止に特段のご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

これらのものが混入すると大変危険です！

### 爆発性や引火性を有するもの

ライター・マッチ・固形燃料  
揮発油類・発煙筒・花火  
スプレー缶・リチウムバッテリー  
アルミ粉・マグネシウム粉等の金属粉体類



### 有害性を有するもの

アスベスト含有物  
水銀を含むもの  
毒劇物等、薬品類



### 感染性を有するもの

注射針・ピンセット  
メス・手袋  
その他感染性医療廃棄物等



契約以外のものが混入するなど、委託基準に違反する場合は、お客様にお返しする場合があります。